

NGO・外務省定期協議会「ODA政策協議会」実施要項

外務省国際協力局 総合計画課

NGO・外務省定期協議会 NGO事務局

1. 趣旨・目的

本協議会では、外務省が関わるODA政策について外務省及びNGO双方が意見・情報交換を行い、より良いODAのあり方を共に考え、NGOと外務省の連携を強化するとともに政策のアカウンタビリティを高めることを目的とする。

2. 開催

- 1) 頻度：原則として年3回
- 2) 開催地：年3回のうち、東京で2回、東京以外で1回の開催を検討する。
- 3) 議長は外務省とNGOが交互に担当する。
- 4) 議事録：議長側が起案し、NGO・外務省双方で合意した議事録（逐語）を公式なものとする。また、双方合意の議事録は会議終了後1ヶ月以内を目処として公開する。

3. 参加者・運営体制

- 1) 原則、外務省とNGOとで構成する。
 - ①NGO側：原則、参加はすべてのNGO（NGOが委託する専門家を含む）にオープンとする。NGOに所属していない個人もオブザーバーとして参加可能とする。NGO側コーディネーターは5人程度とし運営に関する責務を負う。事務局は、毎年、コーディネーター選出団体およびNGO関係者の合意により決定する。
 - ②外務省側：議長は原則として総合計画課長、事務局は民間援助連携室が担当し、議題に応じて担当課（室）からも出席する。また、原則として、NGO担当大使も出席する。ODA実施機関からのオブザーバー参加も可能とする。

4. 議題

- 1) 議題は、原則として外務省が関わるODA政策。
- 2) なお、議論が実りのあるものとなるように以下の要素に配慮の上、NGO（コーディネーターが中心）・外務省双方が事前に議題案を提出し、双方の事務局を通じた調整・合意のもと、最終的に決定する。
 - (1) ODA政策との関連性
 - (2) ODA政策における重要性
 - (3) ODA政策決定における緊急性
 - (4) ODA政策における継続性

以上

・2007年度第1回ODA政策協議会にて改訂を承認。2007年7月13日より施行。